

平成 23 年 11 月 11 日

関西広域連合における冬の節電対策について

10 月 27 日の関西広域連合委員会での合意と 11 月 1 日に示された政府の節電目標を踏まえ、今冬、関西電力管内の府県民、事業者に対して 10%以上の節電をお願いすることとしている。

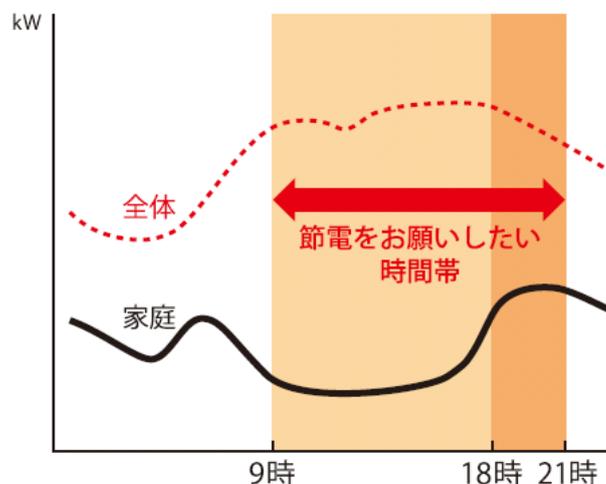
このたび、関西広域連合は、具体的な節電の取組として「関西節電アクションプラン」（家庭編及びオフィス編）を取りまとめた。

関西節電アクションプラン（家庭編）

1 重点取り組みの時間帯

■ご家庭の冬の平日の電気の使われ方（イメージ）

- 節電に取り組む期間及び時間帯は、
- ・ 12月19日～3月23日の平日
（12月29、30日、1月3、4日除く）
 - ・ 9時～21時（特に18～21時に重点呼びかけ）



2 取組の具体的内容

通常時	<ol style="list-style-type: none"> 1 エアコン等、電気を用いた暖房器具^{※1}をできるだけ使用せず、ガス・石油ストーブなど、電気を使わない暖房に努めてください。 2 エアコンを使用する場合は、重ね着などをして、設定温度を20℃以下に下げてください。（ただし、エアコン暖房を行っている家庭のみ） 3 照明を使用する部屋はできるだけ少なくし、不要な照明オフに努めてください。 4 熱を発する機器等、消費電力の高い電気製品^{※2}は、必要最低限の使用にとどめるとともに、ピーク時間帯からずらして使用してください。 5 家族や友人などと、外食（レストラン等）、娯楽施設（映画館等）、文化施設（美術館等）などのウォームスポット（暖かい所）に出かけ、できるだけ家庭で電気を使わないよう努めてください。 6 その他、冷蔵庫やテレビ等の電気製品の使い方を工夫し、節電の知恵（別紙）を生かした賢い電気の使い方に努めてください。
緊急時 （でんき予報 97%超）	<ol style="list-style-type: none"> 1 エアコンの使用を停止してください。（ただし、エアコン暖房を行っている家庭のみ） 2 熱を発する機器等、消費電力の高い電気製品^{※2}の使用は控えてください。 <p>※18～21時以外の時間帯でも、でんき予報97%超になる場合には、同様のご協力をお願いします。</p>

※1 電気を用いた暖房器具の例

電気カーペット、電気ファンヒーター、オイルヒーター、ハロゲンヒーター、電気ヒーター、電気ストーブ等

※2 消費電力の高い電気製品の例

ジャー炊飯器、電気ポット、電子レンジ、ホットプレート、オーブントースター、IHクッキングヒーター、食器洗い乾燥機、温水洗浄便座、ドライヤー、洗濯乾燥機、浴室乾燥機、アイロン等

※ ガス・石油ストーブ等を使用する場合には、換気や火の始末には特にご注意ください。また、体調を崩さないよう健康上無理のない範囲での取組をお願いします。

3 呼びかけの方法

	関電が実施又は要請	広域連合各府県で実施
通常時	<p><ご家庭のお客さま></p> <ul style="list-style-type: none"> ・チラシの投函・検針票によるお知らせ ・テレビ・ラジオCM、新聞広告などマスメディアを通じてのお知らせ ・ホームページからの情報発信によるお知らせ ・ポスターの掲示などによるお知らせ 等 <p><法人のお客さま></p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客さまに、ご訪問やダイレクトメールの送付などによるお知らせ 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙などでの周知 ・府県ホームページへの掲載 ・ポスター(関電作成)の施設窓口等への掲示 ・啓発ちらしの自治会回覧板等への綴じ込み(市町への実施依頼)やイベント等での配布 等
緊急時	<ul style="list-style-type: none"> ・97%超過判明時点でのプレス発表 ・広報車による周知 ・需給逼迫時のお知らせメールを一斉配信 <ul style="list-style-type: none"> ・ご家庭のお客さま ・法人のお客さま ・自治体さま ・法人(主に大口顧客)のお客さまへの電話による周知 ・報道機関への周知協力要請 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・府県の運用するメールサービスによる配信 ・有線放送や防災無線、自治会・町内会を通じた連絡等による周知(市町への実施依頼) 等 <p>以下の判断基準時に 97%超と見込まれる場合に各府県と市町にメール連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前日の18時 ・当日の8時 ・施設トラブル等の場合は随時

4 その他

なお、徳島県及び鳥取県においては、関西電力管内の取組に準じて節電の呼びかけを行うものとする。

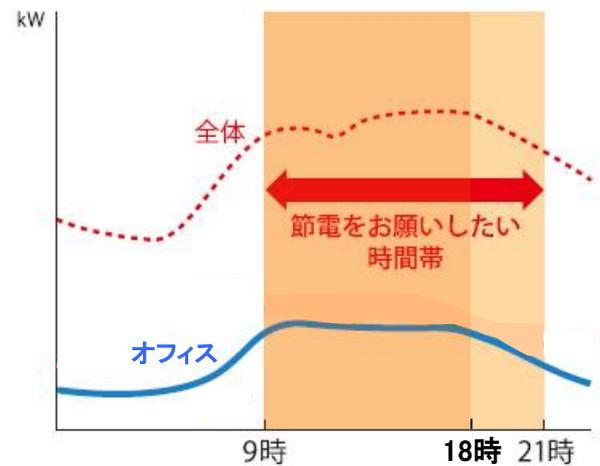
関西節電アクションプラン（オフィス編）

1 重点取り組みの時間帯

節電に取り組む期間及び時間帯は、

- ・ 12月19日～3月23日の平日
（12月29、30日、1月3、4日除く）
- ・ 9時～21時（特に9～18時に重点呼びかけ）

□ オフィスの冬の平日の電気の使われ方（イメージ）



2 取組の具体的内容

通常時	<ol style="list-style-type: none">1 エアコンの設定温度を 19℃以下に下げてください。2 執務エリアや廊下等の照明をできるだけ間引きしてください。3 パソコン、コピー機、プリンタは必要数を絞り、省エネモードに設定してください。4 残業はできるだけしないようにしてください。
緊急時 (でんき予報 97%超)	<ol style="list-style-type: none">1 エアコンの使用を停止するか、設定温度をさらに下げてください。2 パソコン、コピー機、プリンタの使用は控えてください。

※ 労働安全衛生上、不適切なものとならない範囲での取組をお願いします。

3 呼びかけの方法

家庭への呼びかけに準じて対応する。

4 その他

なお、徳島県及び鳥取県においては、関西電力管内の取組に準じて節電の呼びかけを行うものとする。

節電の知恵（例）

<エアコン>

- ・厚手のカーテンや窓用の断熱シート等で部屋の暖気を外に逃がさない
- ・こまめにフィルターを掃除する

<こたつ等>

- ・こたつを使う場合は、敷き布団を併用する
- ・ホットカーペットを使う場合は、人がいる場所だけを暖めるようにし、下に新聞紙や断熱シートを敷く

<テレビ>

- ・省エネモードに設定し、画面の輝度を下げる

<冷蔵庫>

- ・温度設定を「弱」に切り替える
- ・扉を開ける時間をできるだけ減らす
- ・食品を詰め込まないようにする。

<ジャー炊飯器>

- ・タイマー機能を活用して1日分をまとめて炊く

<照明>

- ・使わない部屋や廊下の照明は消しておく

<温水洗浄便座>

- ・便座の保温や温水の設定温度を下げる
- ・使わないときは便座のふたを閉めておく

<待機電力>

- ・リモコンではなく、本体の主電源を切る
- ・使わない電気製品は、コンセントを抜いておく

<その他>

- ・湯たんぽを使って寝ると朝まで暖かさが持続する
- ・朝出かける15分ぐらい前に暖房を切る（しばらくは余熱で暖かさが持続する）
- ・保温性の高い肌着を着用する